

# 『労働党と新社会秩序』に関する一考察

—イギリス労働党綱領にみる福祉思想—

金子 光 一

## はじめに

1997年5月、18年ぶりに圧倒的な支持を得て政権についたトニー・ブレア (Tony Blair) 率いる労働党は、3年以上経過した今日、マーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher) 時代からの方針を基本的に修正していないように思われる。すなわち社会福祉分野においても準市場 (quasi-markets) を導入し、未だに契約の概念が強調され続けている。このような状況は福祉国家思想からの新たな展開を模索しているイギリスが、まさに大きな転換期を迎えようとしていることを意味しているように思える。

これらの問題意識に基づき、筆者は市民社会における民主制のあり方を検証し直す必要性を痛感し、「ギルド社会主義」(Guild Socialism) の提唱者であるジョージ・ダグラス・コール (George Douglas Cole, 以下、コールと略す) が説いた生産者民主制の見解と、フェビアン協会 (Fabian Society) の理論的指導者シドニー・ウェッブ (Sidney Webb, 以下、シドニーと略す) が主張した消費者民主制の見解とを比較検証し、その一部成果を昨年度『淑徳大学社会学部研究紀要』(第34号) に掲載した。

この方向性に即して本稿では、イギリス労働党の最初の綱領である『労働党と新社会秩序』(*Labour and the New Social Order—A Report on Reconstruction—*) を取り上げ、主に社会福祉学の側面からその意義を検証する。周知の通り、この社会再建計画は、シドニーが作成したものであるが、その後27年を経て第2次世界大戦後労働党がはじめて絶対多数を獲得し、その本来の政策を実施し得る機会を与えられた時、大部分そのまま利用することができたといわれ、20世紀の変転の激しい時代に、30年の歴史の批判に堪えた文書である。またそこでは、消費者の立場を重視し、資金及びサービスの分配過程で地方自治体と消費者協同組合の役割が強調され、さらに「民主的協同」(Democratic Co-operation) の精神の重要性が謳われている。

以上のことから、『労働党と新社会秩序』の社会福祉史上における新たな位置づけを試み、

そこから今日我々が学ぶべき事柄を明らかにすることが本稿の目的である。

## I. 労働党の転換期

国際的な経済状況の急変によって生じた19世紀末のイギリスの社会問題は、国家体制そのものに対する知的論争へと発展し、社会主義の台頭を導いた。その契機となったのが1879年にアメリカで出版されたヘンリー・ジョージ (Henry George) の『進歩と貧困』 (*Progress and Poverty*) である。周知の通り同書は、資本主義社会の害悪に対する具体的な救済策として、土地に対する単一租税を提唱したものであるが、イギリスでは1881年12月に出版され、進歩的な労働運動家の間で広く読まれた。

イギリスの社会主義団体の代表的組織であるフェビアン協会は、1884年に組織され、数多くの刊行物を通じて民主社会主義 (Democratic Socialism) を市民に主張した。フェビアン協会は、他の多くの社会主義団体とは異なり、労働党を主たる政治的働きかけの対象としていなかった。また逆に労働党も当時の議員はほとんど労働組合出身者であったが、漸進主義を標榜する社会主義団体であるフェビアン協会に対して強い不信感をもっていた。しかしながらその不信感は時と共に薄れ、第一次世界大戦勃発前頃から急速に緩和し始めた。

その背景として、まず労働組合幹部がこの時期徐々に活発化してきた労働運動、社会主義運動を無視することができなくなり、社会主義理論を受け入れざるを得ない状況に追い込まれていたことを挙げることができる。また同時に、凋落の兆しが見え始めた自由党から組織労働者へ目を向け始めたフェビアン協会の動きが、労働組合幹部とフェビアン協会を結びつける一助となったと考えられる。

労働党が当時恐れていたのは、ロシア革命の影響で、左翼社会主義者の勢力が急速に拡大していることであった。その代表的な提唱者がヘンリー・メイアーズ・ハインドマン (Henry Mayers Hyndman) であり、彼は1881年に労働者階級の政治運動を起すための団体「民主連盟」 (Democratic Federation) を設立し、1884年にはイギリスで最初の社会主義雑誌『ジャスティス』 (*Justice*) を発刊した。「民主連盟」はその後「社会民主連盟」 (Social Democratic Federation, SDF) と名称を変更し、有力者のウィリアム・モリス (William Morris) 等を加えて、左翼的な社会主義団体としての積極的な活動を展開した。初期の左翼社会主義者は産業の領域を中心に活動を展開していたが、徐々に政治的領域に参入し、ボルシェビキ (Bolshevik) の提案を反戦運動の拠り所としてその勢力を下部労働者に拡げていた。労働党は社会改革までほめかすこの勢いを封じ込めるためにも党を再建し、新しい社会主義の教義をもつ政党として生まれ変わらなければならない時期に来ていた。

シドニーの妻であるビアトリス・ウェップ (Beatrice Webb, 以下、ビアトリスと略す)

は、その頃の労働党を次のように評している。「古い秩序に不満を抱く人が寄り集まる、新しい考えをもったところである。<sup>1)</sup>」そしてその後フェビアン協会は、労働党の内部において理論上支配的な影響力をもつことになる。

1916年、エドワード・ピース(Edward R Pease)は、労働党執行委員会(Executive Committee of the Labour Party)のフェビアン協会代表として、シドニーが最適であると考え、彼にフェビアン協会の書記であったウィリアム・スティーブン・サンダース(William Stephen Sanders)の後任として労働党執行委員会委員の職を引き継ぐように説得した。フェビアン協会内の後任選挙の結果、シドニーは最高得票で選出され、これを契機にシドニーの労働党における知的指導者としての活動が始まった<sup>2)</sup>。

労働党内に入り込んだシドニーは、その中に新しい有力な仲間を見出した。労働党執行委員会の議長、アーサー・ヘンダーソン(Arthur Henderson, 以下、ヘンダーソンと略す)である。ヘンダーソンが戦時連立内閣に入閣し、シドニーが戦時労働党執行委員会に加わったことにより、二人は初めて接触したが、それ以来二人の関係は非常に密接となり<sup>3)</sup>、両者の共同作業で労働党の新規約を起草することになる。

## II. 党規約改正と綱領『労働党と新社会秩序』の公表

### 1. 「党の目的」の明文化

労働党は1917年まで「議会及び地方に政治的労働党を組織し、それを維持する」という党則しか掲げていなかった。同年末からヘンダーソンとシドニーは新規約の起草に入り、1917年から1918年にかけてほぼその作業を終えていた。

1918年2月26日、労働党大会がロンドンで開催された。会期は一日限りであったが、新規約は、部分的修正を受けた後、比較的簡単に採択された。部分的修正は次の三点で、(1)労働組合の主張を入れて、全国的規模の加盟団体を代表する全国執行委員の数を11から13に増やすこと、(2)議会労働党の主張を認めて、党の選挙綱領を作成するため、議会党も全国執行部と共同責任を取ること、(3)全国執行部の提案によって、党が明確な態度を表明しない問題については、議員候補者に自由な行動の範囲を制限すること<sup>4)</sup>、であった。

部分的な修正を経て、提示された規約は次の通りである。

#### 労働党規約 (1918年)

第1条：議会及び国内において、政治的労働党を組織し維持し、郡部及び都市選挙区に地方労働党—分割された都市選挙区には適当な地方組織を設ける—を設置する。

第2条：労働組合会議対策委員会 (Parliamentary Committee of the Trades Union Con-

(3)

gress) その他の友誼団体と、党規約に調和する共同の政治上、またはその他の活動において協力する。

第3条：党大会によって、その時々承認された諸原則を可能な限り実現する。

第4条：生産、分配及び交換手段の共同所有と、すべての産業及びサービスの市民による管理と統制との最善の制度を基礎として、頭脳労働者及び肉体労働者に、彼らの勤労の全成果とその可能な限り最も平等な分配を保障する。

第5条：一般的には国民の、より特殊的には生計の手段を、精神的及び肉体的労働に依存する人々との政治的、社会的並びに経済的開放を促進する。

第6条：自治領及び属領の労働ないし社会主義団体と提携して、党の目的を推進し、これら諸国の労働者の社会的・経済的生活水準向上のために協力する。

第7条：他国の労働組織及び社会主義団体と協力して、自由と平和の維持、国際紛争を法的調停によって解決ないし裁定すべき適当な機関の設置、並びに実現可能な国際的立法のために、諸国民連合 (Federation of Nations) の組織化を助長する<sup>5)</sup>。

ここでは、保守的な加盟労働組合あるいは一般市民に対する配慮から、「社会主義」という用語は注意深く避けられているが、その内容は、「生産手段の共同所有」、「各産業及びサービスの市民による管理と統制」であり、明らかに社会主義的立場を鮮明化したものであった。またこれによって労働党は、初めて明確に社会主義的基礎の上に定立し、労働に直接依存する人々の政治的、社会的、経済的開放を促進することを目的とした政党となった。ロイデン・ハリソン (Royden Harrison) は、「この起草にあたってシドニーが意図したことは、ボルシェビズムを中心とする革命的左翼に向かう潮流を自陣に取り戻すことであった<sup>6)</sup>」と指摘している。

「市民による管理と統制」の箇所は、「労働者による管理」を要求する坑夫連合、全国鉄道労働組合、郵便局労働組合等の強い主張と、全国ギルド連盟、職場委員運動の宣伝ないし煽動の圧力におされてやむを得ず盛り込まれたが、労働者による経営管理は、広範な消費者大衆の利益を無視する結果に陥るとして、それまで終始反対の態度を取ってきた草案者のシドニーの真意としては、必要以上の譲歩であった<sup>7)</sup>。

この党規約の内容は、労働組合幹部の左翼傾向が色濃く反映されたものであるが、同時に規約では、選挙区ごとの党地方支部の設立を定めると共に、それへの個人党員の加盟を制度化している。このことは、労働組合以外の知識人や中産階級に門戸を広げることを意味し、その支持基盤を礎に政権担当能力を備えた国民政党として躍進しようとする労働党の姿勢を示したものと考えられる<sup>8)</sup>。

そして、この新党則に基づく初めての労働党大会が1918年6月に開催され、そこで同年1

月にノッティンガムで開催された労働党大会の直後起草された『労働党と新社会秩序』と題する社会改造計画を含む労働党の最初の綱領が採択される<sup>9)</sup>。

## 2. 綱領『労働党と新社会秩序』公表までの経緯

先に述べたように、『労働党と新社会秩序』は、1918年1月にノッティンガムで開催された労働党大会の直後起草され、同年6月の党大会で労働党の綱領として採択された。その間、綱領草案に関する審議は、三度の党大会で検討されたが、綱領草案に基づく26の決議案（社会福祉関係事項の追加）には、これら決議案の全文が掲載されている<sup>11)</sup>。

これらの決議案は、ある意味で草案の遺洩を補完し、より詳細な政策を列挙していた。具体的には、男女同一賃金を含む女性の産業上の権利、復員軍人の権利、少数党の議会への代表権、アイルランドの自治権、自由な連邦としてのイギリス帝国の再編成、スコットランド、ウェールズ、イングランドに対する州立法府の設置、地方当局によるサービスの拡大と包括的な公立の無料教育制度の育成、住宅の増設、保健サービスの十分な準備、農業の生産及び分配の改革等がつけ加えられた<sup>12)</sup>。

『労働党と新社会秩序』では、国有化、社会保障、政治改革の総合的な計画が述べられているが、これはフェビアン社会主義の基本理念が労働党の政策基準になったことを意味する。フェビアン社会主義者は、資本主義という社会体制を即座に転覆させることを意図していたわけではなく、集産主義へと向かうすでに明らかな大勢に少しずつ修正を加えて、これを促進することを目指していた。そのことは『労働党と新社会秩序』の冒頭部分の文章から明らかである。

「闘争ではなく、友愛 (fraternity) —ぎりぎりの生活手段を求める競争ではなく、肉体または頭脳で参加するすべての人々のために、生産及び分配過程において、周到に計画された協同 (co-operation) —富の最大限の不平等ではなく、この世に生を受けたすべてのものに対する物質的環境の健全な平等化への系統的努力 (systematic approach) —従属民族、従属人種、従属植民地、従属階級あるいは従属性 (subject sex) に対する強制的支配ではなく、政治のみならず産業においても真の民主主義の特質である平等な自由 (equal freedom)、全般的な同意 (general consciousness of consent)、できる限り広範な人々の経済・政治権力への参加に基づく新社会秩序である。<sup>13)</sup>」

実はその見解は、約30年前からシドニーがもち続けていた基本的方向性の延長線上にあるものと捉えることができる。

1889年に公にされ、初期のフェビアン協会の財政基盤にもなった『フェビアン社会主義論集』 (*The Essays of Fabian Socialism*) に、シドニーが書いたのは「歴史的基礎」 (Historic Basis) であったが、その副題は「民主主義的理想の発展」 (The Development of the Democratic

Ideal) というものであった。論集の目的は、民主主義的理想の具体化は単に政治的民主主義の拡張のみによるのではなく、私有財産の社会化を通じて達成されなければならないことを示すことにあったが、彼はその中で「現代の政治経済学がどう論じようと、この国は弱者たる国民の救済と保護に手を差し伸べざるを得なくなっている。今や、地方開発法、下水道法、現物給付禁止法、鉱業規制法、工場法、公衆衛生法、不純物混入禁止法等、多数の法律が成立しつつある。…民主主義的理想の経済的側面は事実上、社会主義に他ならない<sup>14)</sup>」と主張している。

またジョージ・バーナード・ショウ (George Bernard Shaw) は、同論集の「経済学的基礎」(Economic Basis) の中で (1) 生産手段の私有が、いわゆる「賃料」としての不労所得を生み、それが所得不平等の源泉を形成していること、(2) 私有企業は、利潤追求を目的として競争するため、消費者が真に必要なものを生産せず、競争に基づく浪費が多いこと、の二点を指摘して私的企業を非難しているが<sup>15)</sup>、このような姿勢及び見解は、『労働党と新社会秩序』の中の随所で見受けられる。

周知の通り、フェビアン協会の戦術的な原則は、明白に漸進的であり、反激変的な色彩が濃い。この傾向は特に、『フェビアン社会主義論集』のシドニーの論文中に明らかに見て取れる。「大衆の気持ちは、社会の再組織化が徐々に到来するという新しい原理にゆっくりと漸進的に変わっていく。」さらに数世紀にわたる歴史を観察した後、シドニーは次のように明言している。「今ではすべての哲学者が、新しい秩序が古い秩序になっていく漸進的發展を求めており、しかもそれは、その過程のいかなる時期においても、全社会組織の継続を引き裂いたり、突然に変化させたりするものではない。新しい秩序はそれ自身古くなるのであって、時には新しいものと意識される前に古くなることもある。そして歴史は、ユートピアや革命的ロマンスが突如として代替するものをもたらしたという例を、私たちに示していない。<sup>16)</sup>」

また1889年、シドニーがイギリスに先駆けてアメリカで出版した『イングランドにおける社会主義』(Socialism in England) という書物の中には次のような一節がある。

「個人主義者の市議会議員が、市営のガスで照らされ、市の清掃員によって市営の水道を使って掃除された市の歩道を歩きながら、市設市場にある市の時計台を見て、州立の精神病院と市立の病院のすぐそばにある市立小学校から帰ってくる自分の子どもたちと落ち合うには時間が早すぎるので、市電に乗って市立の美術館と図書館の隣にある市の閲覧室にいる彼に会いに来るように伝えようと思うが、彼はそこで運河の国有化と鉄道業に対する政府の統制強化に賛成する趣旨の市議会における次回の演説の下調べとして政府の刊行した書物を見るつもりである。『社会主義ですか、あなた』と彼は言う。『あなたの夢のような戯言で、私のような実際家の時間を取らないでくれますか。自助ですよ。個々人の自助こそが私たちの市をこれまで作り上げてきたのです。』<sup>17)</sup>」

さらに同書の中で、「イングランドにおける社会主義が、ここまで発達し、また今なお実現しつつある方向」として示している内容は興味深い。「1. 土地と資本の私有に対する圧力が絶えず強まったこと（工場法・その他）。2. 私的事業が漸次公行政に取って代えられたこと（国営電信事業、市電、教区付属学校等）。3. 不労所得（地代や利子）や「能力地代」（所得税、不動産税等）が累進的に徴収されるようになったこと。4. 「最下層」（residuum）の生活状態を改善するため、民間の慈善事業（private charity）に対する公的機関による補助が行われたこと（公教育、住宅の改善等）。<sup>18)</sup>」

以上見てきた通り、1880年代末のシドニーの基本的路線は漸進主義による公有化であり、そのために行政及び財政の改革、さらに産業の公的な管理が必要であることを強調している。実はその見解が、『労働党と新社会秩序』の社会再建計画の基礎になっているのである。

### III. 社会再建計画の原則

綱領『労働党と新社会秩序』は、労働党が再建するための社会改良計画が示されているが、特に次の（a）から（d）の原則は重要な意味を有している<sup>19)</sup>。

- （a）「ナショナル・ミニマムの普遍的施行」（The Universal Enforcement of the National Minimum）
- （b）「産業の民主的管理」（The Democratic Control of Industry）
- （c）「国家財政の改革」（The Revolution in National Finance）
- （d）「余剰の富を公共福祉のために」（The Surplus Wealth for the Common Good）<sup>20)</sup>

（a）の原則は、好不況を問わず、社会のすべての市民に対して、健康で文化的な最低限の生活（ナショナル・ミニマム）を保障することである。すなわち、工場法・労働者災害補償法・労働委員会法、職業紹介所法等を修正して労働条件を改善し、失業者の出現を防止すると共に、仮に失業者が生じた場合、失業手当等を国家の責任として支給することが明記されている。綱領では次のように述べられている。

「労働党の第一原則は、あらゆる社会の構成員に対して、好況時にも、不況時にも、健康な生活と、立派な市民として欠くことのできないあらゆる必要条件を保障することである。…いかなる社会でも陥ることのある最悪の経済的・社会的災難である潜行的な生活水準の下落を防ぐ唯一の完全な防壁である。<sup>21)</sup>」

またその節の最後には救貧法の廃止を訴えながら次のように記されている。

『『石囲い』や『強壯者の試験的ワークハウス』というばかげた行為や野蛮な振る舞いを伴う救貧法のような、時代遅れの、信用のおけない措置に委ねることが、問題にならないこと

はもはや明白である。社会の全構成員に対して、病気の時も健康な時も、好況時にも不況時にも、不本意な貧窮を完全に防止するナショナル・ミニマムの政策を普遍的に適用することによって、はじめて価値ある秩序を築くことができる。<sup>22)</sup>」

周知の通り、ナショナル・ミニマムは、シドニーとビアトリスが1897年に共著で出版した『産業民主制論』(*Industrial Democracy*)において初めて提示された思想であるが、そこでは産業効率の向上と労働組合の正当性を主張するものでしかなかった。しかしその後ナショナル・ミニマムの思想は、その枠組みから少しずつ拡張してゆき、失業対策を繋ぎ目として包括的な政策理念まで高められた。その分水嶺の役割を担ったのが、1905-1909年に開催された「救貧法並びに貧困救済に関する王立委員会」(Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress)の委員であったビアトリスがシドニーの協力を得て作成した『分離報告書(通称、少数派報告)』(*Separate Report of the Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress, Minority Report*)である。その時点で彼らは「すべてに均等な市民生活のナショナル・ミニマムを広く実施する<sup>23)</sup>」ことを目指していた<sup>24)</sup>。

『少数派報告』の中で展開されたナショナル・ミニマムの思想が、シドニーを通じて労働党の綱領の第一原則に取り入れられ、それによってこの思想が広範囲の市民の知るところとなったことは事実である。例えば、当時ギルド社会主義者であったコールも「完全雇用の包括的政策は、1930年代に広く承認を得た新しい『ケインズ経済学』に由来するものだとしばしば考えられがちであるが、表現は異なるがその骨子は、すでに『労働党と新社会秩序』の中に含まれていた。…(その基本的な考え方は)労働需要の周期的変動という現象や投資を常に保つことによって需要が安定するという均衡要因としての公共需要の概念に繋がっている<sup>25)</sup>」と述べている。しかしながら、綱領で述べられた見解及び主張には『少数派報告』からの質的な発展はなく、その先駆性及び他の学者・研究者への直接的な影響は、それより10年近く前に公にされた『少数派報告』にあったと見るべきであろう。

(b)の原則は、民主制の重視である。そこでは、戦時の言論統制や雇用統制の即時廃止と女性に対する参政権の付与、上院議院の廃止により政治的民主制を拡大すると共に、生産手段の公有に基づいた産業民主制を確立しなければならないことが述べられている。

「労働党は、政治だけではなく産業においても民主制を強調する。…価格問題について、社会全体の利益、そして各階層、全部門の私的消費者の利益を守ることは、賃金、労働時間、衛生設備の問題について工場法や労資協議会法によって賃金労働者の利益を守り、組織された警察力の手で家族を夜盗から守ることと同様に、政府の当然の任務であり、産業を民主的に調整するために必要な措置である。<sup>26)</sup>」

当時産業民主制を強調していたのは、生産者民主制の提唱者コールである。彼の見解を整



理すると次の通りである。(1) 賃金制度を資本主義の根本悪としこれを廃止する。そのために一つの社会制度を構想する。(2) 肉体労働者及び頭脳労働者がギルド（労働組合を中心に考えている）を組織し、生産者の代表機関となって、生産・経営についてすべての職能を掌握する。(3) 消費面では国家を代表機関とし、消費者の利益を増進させると共に生産者の専制を阻止する。(4) 国家を「コミュン」(Commune) と呼び、それは各団体を調整するという意味の高次の強制力を有する。<sup>27)</sup>

しかしながらこの綱領『労働党と新社会秩序』の基本路線は、ギルド社会主義者の生産者民主制ではなく、漸進主義、議会主義に基づいた「全体の同意」と消費者民主制を背景とするフェビアン社会主義の論理によって形成されていた。そのことに対してコールは、「これは明らかに問題の回避であるばかりでなく、『労働者による管理』を主張した人々の要求に対する敵意を内に隠した表現であった<sup>28)</sup>」と酷評している。

さらにここで注目すべきことは、分配過程において地方自治体や協同組合による統制を強調している点である。すなわち、綱領における産業公有化の根拠は、あくまでも消費者の利益保護に力点があり、そこから「強制的消費者団体」である国家または地方自治体と、「任意的消費者団体」である協同組合による産業の経営が主張された<sup>29)</sup>。

シドニーは、「消費者民主制は、人々が強く欲する物財やサービスが豊富で廉価であることに関心をもち、また生産者民主制は、各職業ごとに、彼らの社会的及び産業的地位の向上、固有な生活と行動基準の維持、自分達の労働生活の統制に強い関心を寄せる。しかし後者の関心事は、消費者または生産者として、共同社会全体のウェルビーイング (well-being) に対するものではないことが見落されてはならない<sup>30)</sup>」と指摘した上で、ギルド社会主義が固持する生産者民主制は、労働者が普通以上のよい労働条件を無理に獲得しようとするため、そこに社会全体の利害の衝突が生じることになる」と述べている。つまりシドニーは、元々「民主制というものは、一つの共同社会における多数の成員の意志によって社会を統治する原則である」ため、生産者組織がすべての経営権を掌握することは、むしろ非民主的となり、「人民による人民の統治」ではなく利害関係者の寡頭政治による人民の統治である<sup>31)</sup>と考えていた。

(c) の原則は、財政の改革である。租税政策を中心とするこの原則は、(a) の「ナショナル・ミニマムの普遍的施行」及び後述する (d) の原則と共に、所得形成後における富の再分配政策の一環として取り上げられたものである。

綱領では次のような表現が用いられている。「わが国の国家財政は、政治経済学の教えに背いて、余りにも長い間、所有階級の意志と金融業者の利益によって調整されすぎた。現在の戦争に伴う莫大な支出は、事態を危機に追い込んでいる。平和が到来した時、あらゆる種類の社会事業 (social enterprise) に資金が必要となり、政府が必要とする財源は、当然戦前よ

りもずっと膨大になるに違いない。<sup>32)</sup>」

また、労働党はそれ以前からも累進所得税と贅沢品への間接税を主張していたが、この綱領では、最高額が没収に等しくなるまでの累進率の引き上げを所得税について要求すると共に、戦債支払のため資本への課税と超過利潤への課税をも主張している。すなわち、高額所得の富の吸収を全廃し、重税によって社会福祉関連資金を確保するために行われたものと考えられる。

(d)の原則は、(c)の原則によって得られた収入を公共の福祉のために活用することを提起したものである。ここでは、社会福祉に関連する諸サービスの充実によって高齢者、疾病者等の援助を行い、次の世代の共同社会に生きる市民のよりよい生活のために余剰資金を利用すべきであると述べられている<sup>33)</sup>。

具体的に『労働党と新社会秩序』では、労働党が「賃金労働者の立場だけではなく、各階層の全部門の肉体労働者及び頭脳労働者の立場、また当然次世代の立場、恒久的に地域の社会福祉 (the permanent welfare of the community) を充実する立場」に立っていることを前提として、次のように記されている。

「今なお、恥ずかしいほど不十分な妊産婦や幼児を含むあらゆる種類の疾病者に対する医療施策、多方面にわたってほとんど援助されていない高齢者、災害及び疾病によって障害をもってしまった人に対する社会施策、…真の機会均等を要求している児童、青年、成人に対する教育施策、そして絶え間なく厳しい労働を強要されている人の生活を明るくするための対策を含め、…それらに要する費用は、(怠惰な富裕階級が無意味な贅沢に使うのを許さず)超過利益から賄われるべきである。<sup>34)</sup>そして綱領は高らかに宣言する。「既成政党から自己を最も明確に区別するのは、あらゆる余剰をもっぱら公共のために充当することを提案する点にある。<sup>35)</sup>」

これらの政策が、受け入れられた背後には、ジョセフ・チェンバレン (Joseph Chamberlain)、デイヴィット・ロイド・ジョージ (David Lloyd George)、ウインストン・チャーチル (Winston Leonard Spencer Churchill) 等が中心となり展開した自由改良主義 (Liberal Reform) への不満があった。自由改良主義は、伝統的な自由主義社会に社会主義的あるいは集産主義的要素を導入し、自由放任の原則からの実質的離脱を提案した点で意義深いものであるが、これらの動きの中に救貧法に代わる明確な理念はなく、資本家階級の多くは、「不経済な」社会福祉関連政策も、社会平和を維持するための身代金であることを理解するようになったことに留まっていた。これまで市民一人ひとりのニーズと行動について調査・研究してきたシドニーは、それを具現化するために社会再建の大きな柱として公共の福祉のために余剰資金を活用することを提案したと考えられる。

#### IV. 綱領の社会福祉学における意義：「民主的協同」の精神

綱領『労働党と新社会秩序』は、これら一連の諸政策を遂行するために、最後にアルフレッド・マーシャル (Alfred Marshall) の ‘with cool heads but warm hearts’ を彷彿させる善意と知恵に依拠する必要を述べ、民主的協同の精神こそ、問題解決の鍵だと説いている。ここで明示された民主的協同は、当時のイギリス社会の構造的時局を鑑みれば、階級協調を意図したものと考えられるが、シドニー自身が述べているように「これは、いかなる意味においても『階級的』提案ではない。<sup>36)</sup>まさにこれは、彼の有した福祉思想から生み出された社会福祉発展の基礎となる重要な主張であり、今日に引き継がれる理念であると考えられる。

綱領には次のように記されている。「労働党が生活のあらゆる分野で求めるのは、本質的には民主的協同である。そしてこの協同とは、共感できる目的、説明及び討議のできる計画、共通の満足が得られる目的を達成するための手段を適用することが、一連の政策を成功へと導くことを意味する。<sup>37)</sup>」

シドニーのこの考え方には、イギリスの伝統的社会思想が影響している。特に空想的社会主義者ロバート・オウエン (Robert Owen) の思想が色濃く反映されていると見ることができる。オウエンは、消費生活の平等化と共同体の相互負担義務の思想を早くから有しており、それを近代協同組合の基礎理論の一つ「協同の理念」(Co-operative Idea) と表現しながら、産業組織に応用したことによって著しい貢献を残した人物である。そのオウエンの先駆性に着目し、彼に関する研究をライフワークとした上田千秋は社会福祉との関係でオウエンの共同体を次のように評している。「オウエンの共同体計画は当初から基本思想を内包している。つまり彼は環境説に立って、人間が人間として自然に成長していたならば、共同体は自然に形成されるし、形成された共同体は、いかなる社会の人間関係にとっても必要不可欠の社会となるという認識がある。… (オウエンの共同体計画は) 消費生活の平等化とその質的向上に向けた配慮は極めて細部にわたって実験されたし、とりわけ教育文化活動、保健・衛生・医療活動、更に生活保護・社会福祉の領域においては、個人負担を極力排除し、共同体の相互負担義務として優先させていた点については改めて感服する外はない。<sup>38)</sup>」

オウエンが支持した「協同の理念」は、自由競争に裏づけられた個人主義的理念と対立するもので、社会正義、人的資源の開発、社会的責任さらには相互扶助や同胞愛をも内包する思想であった。綱領『労働党と新社会秩序』で述べられたシドニーの「民主的協同」の主張には明らかにその思想からの影響が見られる。

オウエンからシドニーへ引き継がれる思潮の媒体的役割を担ったのは、シドニーの妻、ビアトリスであった。彼女はシドニーと結婚する前に『イギリス帝国における協同組合運動』

(*The Co-operative Movement in Great Britain*) を著しているが、その書は明らかにオウエンの思想を柱に執筆されたものである。特に第1章の「協同の理念」の中で彼女は次のように述べている。「彼(オウエン)が書齋の奥で微細な理論を構築する単なる無思想家ではなかったことは、必ず記憶しておかなければならない。…社会改革の二つの重要な流れ—ここ50年間の社会主義的立法及び協同組合運動—は、『新社会制度』の使途ロバート・オウエンの教えより発生してきた。<sup>39)</sup>」ビアトリスはオウエンの強い影響を受け、同書の中で「協同主義的共同体」(co-operative commonwealth)の実現を保障する新しい社会像を構想しているが、これこそが彼女の福祉政策理念の形成上重要な要素となったものである<sup>40)</sup>。そしてそれがシドニーの有する漸進主義のフェビアン社会主義と合致し、綱領『労働党と新社会秩序』で表明されたとみることができる。

また『労働党と新社会秩序』が公にされた1918年、ビアトリスは単著でフェビアン・トラクト(*Fabian Tract*) 185号『救貧法の廃止』('The Abolition of the Poor Law')を発行している。そこで提言されたことは、あくまでも前年2月に委嘱された復興省地方行政委員会(Local Government Committee of the Ministry of Reconstruction)の委員としての立場から論じた「救貧法の廃止」であるが、その中でも協同組合をはじめとする進歩的組織の運動がそれを成し遂げる唯一のものであることを明記している。「今こそ、労働組合支部、労働評議会、協同組合、婦人消費者組合、婦人労働同盟、社会主義組織、そしてイギリス全土の他の進歩的組織が、少なくとも全体的かつ完全な『救貧法の廃止』を成し遂げる時である<sup>41)</sup>。」

このように『労働党と新社会秩序』の提言は、ナショナル・ミニマムに代表されるようにシドニーがビアトリスとの共同作業の中で生み出してきた主張の集大成といえるものである。また別の視点から述べれば、シドニーが初期のフェビアン協会で理論家として活躍していた頃から抱き続けてきた独自の社会主義思想と、ビアトリスから影響を受けながら次第に培われた協同思想が時代の変遷の中で融和され、止揚された福祉思想の表明文書である。それ故にその綱領は、20世紀の変転の激しい時代に、30年の歴史の批判に堪え—実際には1950年の総選挙に至るまで—労働党の政策の基礎を形成したのである<sup>42)</sup>。

「自立と共生」あるいは「自立と社会連帯」が叫ばれる今日の社会福祉の領域で、自立の意味、共生あるいは社会連帯の意味を改めて問う作業が求められている。19世紀末から20世紀初頭にかけて、イギリスでは革命ではなく改良によって福祉国家への助走が行われたが、その過程において強調されたのは、単なる公的部門拡張の主張ではなく、「民主的協同」を柱とする市民生活に密着した市民的公共性に関わる提言であった。新しい社会福祉思想を模索している今日そのことの意味を再考する必要性を痛感する。

## 註

- 1) Webb, B., *Beatrice Webb's Diary in Passfield Papers*, British Library of Political & Economic Science, LSE., <Diary, 10<sup>th</sup> August, 1918>
- 2) シドニーの本格的な政治活動が始まったことで、これまでのウェッブ夫妻の協力関係のバランスも大きく変化した。彼の交流関係は拡がり多忙をきわめた。それに対してビアトリスにはこれといって身を入れてすることがなく、意気消沈し、孤独で、『事の成り行きに戸惑っていた。』(Webb, B., *The Diary of Beatrice Webb, -The Power to Alter Things*, Volume Three, 1905-1924, ed. By N. & J. MacKenzie, LSE., Virago Press Ltd., 1984, pp.262-263 <Diary, 6<sup>th</sup> July, 1916>)
 

第一次世界大戦中には、ビアトリスは自分が癌になったのではないかと恐れていた。しかし彼女の健康がすぐれなかった原因は、ストレスによる不安定神経症だった。当時のビアトリスの日記には次のように記されている。「いくぶんかは戦争ノイローゼ、または、戦争の恐怖から気を紛らわせようと仕事に根をつめすぎたこと、それに、政界、官界のあらゆるところで、私たちの評判が芳しくなかったことから、何となく気落したことが原因だと思う。」(MacKenzie, N. & J., *The First Fabians*, Weidenfeld & Nicolson, 1977, p.398/土屋宏之・太田玲子・佐川勇二訳『フェビアン物語』ありえず書房, 1984年, 468頁)

彼女は死について考えることもしばしばあった。『私はそろそろ死出の準備にかかる時にきている。』自叙伝『私の徒弟時代』(*My Apprenticeship*)の原稿を書き始めようと決めた時もこう書いている。(ibid, p.398/同書, 468頁) 1917年12月にはすでに、ビアトリスは、フェビアン協会の代表として労働党執行委員会に名を連ねたシドニーが「労働党の知的指導者」になってしまったと、断言してはばからなかった。(Pelling, H., *A Short History of the Labour Party*, Macmillan and Co. Ltd., 1965, p.42/小川喜一訳『イギリス労働党の歴史』日本評論社, 1967年, p.73)
- 3) Williams, F., *Fifty Years March: the Rise of the Labour Party*, London:Odhams Press, 1949, pp.117-118
- 4) McKenzie, R.T., *British Political Parties-the distribution of power within the Conservative and Labour parties-*, Melbourne; London; Toronto: William Heinemann, 1955, p.479
- 5) Cole, G.D.H., *A History of the Labour Party from 1914*, Kegan Paul, 1948, pp.71-72
- 6) ロイデン・ハリソン著, 大前真訳「ウェッブ夫妻小伝(下) —その生涯と思想—」『日本労働協会雑誌』299号, 日本労働協会, 1984年, 57頁
- 7) 北西允は、ビアトリス・ウェッブの*My Apprenticeship*の記述から類推し、「この場合の民衆とは、労働者と消費者を包括する概念だと理解するのが妥当であろう」(北西允『労働党史論』広島大学政治経済研究双書第10冊, 広島大学政経学部政治経済研究所, 1968年, 103-104頁)と述べているが、この時期のビアトリスとシドニーの消費者を巡る見解には相違があったのではないかと考える。それに関しては本稿の論旨から外れるため別稿で考察したい。
- 8) 松浦高嶺・上野格『世界現代史18 イギリス現代史』山川出版社, 1992年, 156-157頁
- 9) 今井登志喜『英国社会史(下)』増訂版, 東京大学出版会, 1953年, 152頁
- 10) 松浦高嶺・上野格, 前掲書, 157頁
- 11) Cole, G.D.H., op. cit., pp.61-71
- 12) ibid., p.56
- 13) Labour Party, *Labour and the New Social Order-A Report on Reconstruction*, 1918., p.4
- 14) Webb, S., 'Historic', in Shaw, G. B. (ed.), *Fabian Essays in Socialism*, Fabian Society, 1889, The Walter Scott Publishing, 1908, p.53
- 15) Shaw, G. B., 'Economic', ibid., pp.3-29

- 16) Webb, S., 'Historic', *ibid.*, p.31
- 17) Webb, S., *Socialism in England*, Swan Sonnenschein & Co., 1890, pp.116-117
- 18) *ibid.*, pp.15-16
- 19) 関嘉彦『イギリス労働党史』社会思想社, 1969年, 104頁  
Labour Party; *Labour and the New Social Order* は, 1918年の大会報告書に付録としてつけられたが, その後労働党が冊子にして2ペンスで発行した。
- 20) Labour Party, *op. cit.*, p.5
- 21) *ibid.*, p.5
- 22) *ibid.*, p.11
- 23) Webb, B., *Our Partnership*, ed. by B.Darke & M.Cole, LSE., 1948, Cambridge University Press, 1975, p.481
- 24) 金子光一『ピアトリス・ウェップの福祉思想』ドメス出版, 1997年, 249-250頁  
この間の経緯等については, 昨年5月第1回安田火災記念財団賞(著書部門)を受賞した『ピアトリス・ウェップの福祉思想』を参照してほしい。
- 25) Cole, G.D.H., *op. cit.*, p.57
- 26) Labour Party, *op. cit.*, p.12, p.18
- 27) ギルド社会主義の提唱者であるコールが説いた生産者民主制の見解については, 『淑徳大学社会学部研究紀要』第34号(1999年)を参照してほしい。
- 28) Cole, G.D.H., *op. cit.*, p.55
- 29) 関嘉彦『英国労働党の社会主義政策』東洋経済新報社, 1954年, 134-135頁
- 30) Webb, S.& B., *op. cit.*, p.103/岡本秀昭訳, 前掲書, 117頁
- 31) 安井二郎「英国生活協同組合の理念とその変遷(三)」『フェビアン研究』第4巻第3号, 1953年, 19-20頁
- 32) Labour Party, *op. cit.*, pp.18-19
- 33) *ibid.*, pp.20-21
- 34) *ibid.*, p.21
- 35) *ibid.*, p.21
- 36) *ibid.*, p.5
- 37) *ibid.*, p.23
- 38) 上田千秋『オウエンとニュー・ハーモニー』ミネルヴァ書房, 1984年, 348頁, 349頁
- 39) Potter, B., *The Co-operative Movement in Great Britain*, 1<sup>st</sup> Published in 1891, LSE., Gower Publishing Co. Ltd., 1987, p.12, p.17/久留間鮫造訳『消費組合発達史論(英国協同組合運動)』大原社会問題研究所, 1925年, 16-17頁, 24頁相当
- 40) 金子光一, 前掲書, 13頁
- 41) Webb, B., 'The Abolition of the Poor Law' in *Fabian Tract*, No.185, 1918, p.3  
当時のシドニーとピアトリスが, 協同の理念及び協同組合に強い関心をもっていたことは, その3年後の1921年に彼らが共著で出版した『消費組合運動』(*The Consumers' Co-operative Movement*)からも明らかである。
- 42) これまでの考察によってアラン・ジョン・パーシベイル・テイラー(Alan John Percivale Taylor)の所見が史実に反することは明らかである。テイラーは次のように述べている。「労働党綱領『労働と新社会秩序』のなかにシドニーがフェビアン社会主義を書きこんだ, としばしばいわれている。そうではない。彼は, 従来の年次党大会の決議をとりだし, これをつなぎあわせたにすぎなかった。」(A.J.P.テイラー著, 都築忠七訳『イギリス現代史』みすず書房, 1987年, 83頁)

## ***A Study of Labour and the New Social Order- A Report on Reconstruction-***

—Thoughts on Welfare in the Platform of the British Labour Party—

Koichi KANEKO

This paper examines *Labour and the New Social Order-A Report on Reconstruction-*, the first platform of British Labour Party, mainly from the view point of social welfare. This new Report on Reconstruction, drawn up by Sidney Webb (abbreviated Sidney in the following), underwent historical criticisms over 30 years in the 20<sup>th</sup> century drastically changing. The writer makes an attempt to re-evaluate *Labour and the New Social Order-A Report on Reconstruction-*, in the history of social welfare.

Chapter 1 considers the circumstances in which Sidney was elected as a representative of Fabian Society by Executive Committee of the Labour Party, and analyzes the process in which he drafted the new rules and regulations of Labour Party through partnership with Arthur Henderson.

Chapter 2 examines the contents of new regulations, which turns out to be clarifying the social standpoint of Labour Party. This regulation suggests that Labour Party had an attempt to promote the society, which was more open to labours. Furthermore, this chapter considers the process, in which *Labour and the New Social Order-A Report on Reconstruction-* was made public, clarifying that the ideas indicated in the platform was what Sidney had possessed about 30 years before.

Chapter 3 discusses 4 points indicated in improvement plan in the platform.

(a) The Universal Enforcement of the National Minimum

(b) The Democratic Control of Industry

(c) The Revolution in National Finance

(d) The Surplus Wealth for the Common Good

(d) was especially focused in this chapter.

‘One main Pillar of the House that the Labour Party intends to build is the future appropriation of the Surplus, not to the enlargement of any individual fortune, but to the Common Good.

It is from the same source that has to be defrayed the public provision for the Sick and Infirm of all kinds (including that for Maternity and Infancy) which is still so scandalously insufficient; for the Aged and those prematurely incapacitated by accident or disease, now in many ways so imperfectly cared for; for the education alike of children, of adolescents and of adults, in which the Labour Party demands a genuine equality of opportunity, overcoming all differences of material circumstances; and for the organisation of public improvements of all kinds, including the brightening of the lives of those now condemned to almost ceaseless toil, and a great development of the means of recreation. ' (Labour Party, *Labour and the New Social Order-A Report on Reconstruction*, 1918. , p. 21)

Chapter 4 examines the significance of the platform *Labour and the New Social Order -A Report on Reconstruction-*, arguing that the spirit of Democratic Co-operation is the key to solve the problems to execute these policies.